

# 東京外語会会費規程

平成 23 年 10 月 22 日制定

## 第 1 条 現行規則

定款第 9 条に規定する会費は終身会費 5 万円とし、入会后 1 年以内の一括納付もしくは入会后 5 年以内における 5 回以内分割により納付する。

- 2 本規則第 6 条に定める学生会員は終身会費 5 万円を入会時 3 万円、残り 2 万円を原則として卒業時とする分割にて納付する。
- 3 既納の会費は理由の如何を問わず、これを払い戻さない。
- 4 再入会しようとする者で、会費の滞納があるときは、その金額を一括納入しなければならない。

但し、相当の理由があると理事会が認めたときには、分割納付をすることができる。

- 5 会員が、特別の理由により会費の負担に耐えない場合は、当該会員の申し出により、理事会の決議により会費の納付を一時猶予することができる。
- 6 支部規定による支部会費の金額及び納付方法は、当該支部において適宜の方法により決定する。
- 7 本条の規定は第 3 条経過措置に別段の定めがある場合を除き、平成 24 年 3 月 31 日まで有効とする

## 第 2 条 新会費制度

新会費制度は終身会費制度に変え、年会費制度に移行するものであり、平成 24 年 4 月 1 日より実施する。

- 2 会費は年会費 6,000 円とする。但し、150,000 円を一括納付する場合には、これをもって終身会費とするが、納付済み年会費は終身会費に充当することはできない。
- 3 平成 24 年 4 月以降の入学生並びに平成 24 年 3 月末現在未加入の在学生に対しては、特例として、会費 10 年分を一括前納する場合に限り年会費を 3,000 円とする。但し、入学年起算 1 年目以降の年会費は 6,000 円とする。
- 4 60 歳以上の卒業生については 50,000 円を一括納付する場合には、これをもって終身会費とするが、納付済み年会費を終身会費に充当することはできない。
- 5 現行の会費制度下で、終身会費を完納済みの終身会員に対しては、一口年 3,000 円を任意の賛助会費として要請する。
- 6 年会費及び任意の賛助会費の納付は、原則として、預貯金口座からの自動引き落としによる。
- 7 年会費の滞納が 3 年以上続いた場合には会員資格を喪失する。
- 8 再入会しようとする者で、年会費の滞納があるときは、その金額を一括納付しなければならない。但し、相当の理由があると理事会が認めたときは、分割納付をすることができる。
- 9 会員が、特別の理由により年会費の負担に耐えない場合は、当該会員の申し出により、理事会の決議により会費の納付を一時猶予することができる。

- 10 既納の会費は理由の如何を問わず、これを払い戻さない。
- 11 支部規定による支部会費の金額及び納付方法は、当該支部において適宜の方法により決定する。

### 第3条 新会費制度移行までの経過措置

本経過措置は、平成24年4月1日施行予定の新会費制度への移行迄の間に適用する。

経過措置の適用対象者は、平成24年3月31日までの新入会者、終身会費分納者、会員資格復活者、及び会員資格を喪失した元会員とし、第1条に拘わらず本経過措置を適用する。

- 2 準会員（50,000円の終身会費分納中の会員）；  
原則として、平成24年3月31日迄の残額一括納付をもって終身会員とする。但し、特例として本人の申し出により、初回納付時より5年または平成28年3月31日のどちらか早い日迄の分納を認めるが、分納額は毎年均等とし各支払期日の確定を要する。
- 3 復活準会員（初回納付より5年以上経過、または、3年以上の納付過怠で一旦は会員資格を喪失するも、特例により残額支払いを再開している会員）；  
原則として、平成24年3月31日までの残額一括納付をもって終身会員とする。但し、特例として本人の申し出により、残額の半額を平成24年3月31日迄に納付し、残り半額を平成25年3月31日迄に納付することを認める。
- 4 平成24年3月31日迄に現行制度（終身会員制度）の下で、新規もしくは再入会するものうち、
  - イ 卒業生の新規入会；  
終身会費50,000円を一括納付、または、30,000円を入会時に納付し、残額を平成25年3月31日迄に納付する事により終身会員とする。
  - ロ 会員資格喪失中の元会員の再入会；  
原則として、平成24年3月31日迄に終身会費未納残額を一括納付することにより終身会員とする。但し、特例として、本人の申し出により、半額を平成24年3月31日迄に納付し、残り半額を平成25年3月31日迄に納付することを認める。
  - ハ 未加入の学生が平成24年3月31日迄に入会する場合；  
入会時に30,000円を終身会費の一部として納付し、残額を卒業時迄に納付する。
- 5 本条第2項、第3項及び第4項のイ、ロにおいて、特例として終身会費の分納を認められたものの分納金及び第3条第4項ハにより入会する学生の卒業時払い金について、期限内の納付がなかった場合には、当該会員資格を喪失し、その後の再入会に際しては年会費対象とする。
- 6 既納の会費は、理由の如何を問わず、これを払い戻さない。